

(令和7年4月1日現在)

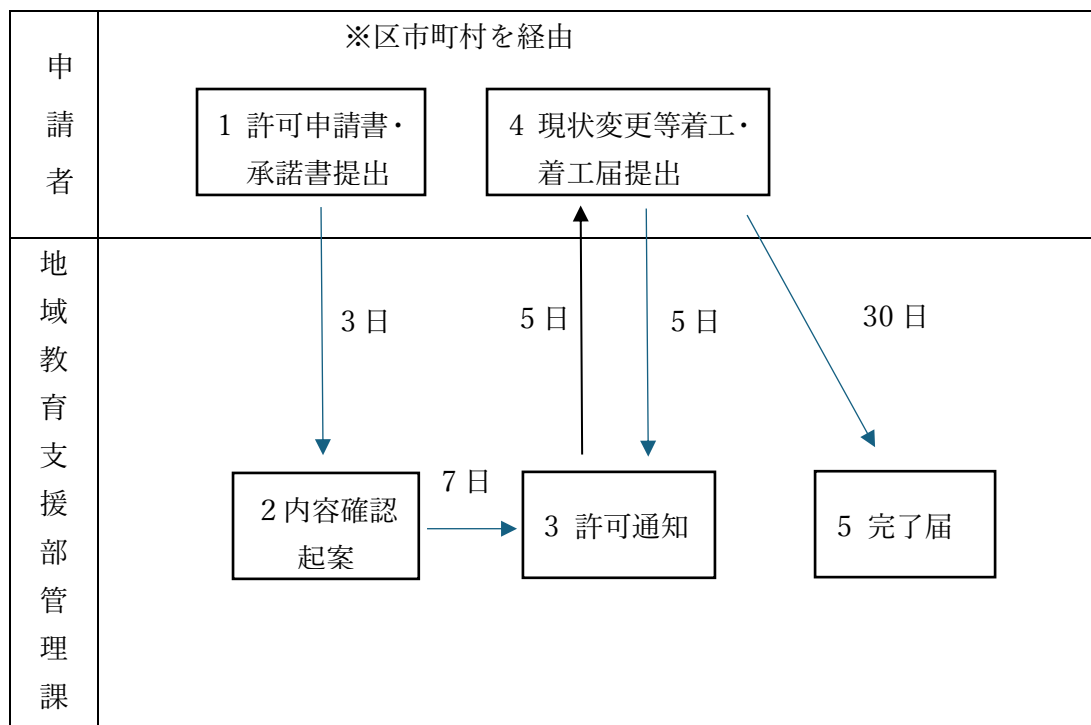
事務処理フロー図

事務名	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可
根拠法令	文化財保護法第125条1項、第184条第1項第2号、文化財保護法施行令第5条第4項第1号、第6条第2項第1号

作成部署 教育庁地域教育支援部管理課文化財保護担当 電話 03-5320-6862

標準処理期間計	50日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請書・承諾書提出	現状変更等の許可申請書（所有者以外が申請する場合は、現状変更等についての承諾書を添付）に必要書類を添付して提出していただきます。※区市町村経由
2	内容確認起案	内容及び書類等を確認し、不備がない場合は意思決定を行います。
3	許可通知	2の意思決定後、許可通知を申請者宛て送付します。
4	現状変更等の着手	3の許可通知受領後、現状変更等等に着手します。許可から着工までに日数を要する場合は着工届を提出していただきます。
5	完了届の提出	4で許可された現状変更等が完了後、完了届を提出していただきます。 ※区市町村経由